

公益財団法人鳥取県栽培漁業協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、協会の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは定款第22条で規定する理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、理事のうち職員を兼務する者をいう。

(3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれた者をいう。

(5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給及び額)

第3条 協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、別に定める協会職員給与規程に基づき給与を支給し、役員報酬は支給しない。

3 非常勤役員および評議員には、理事会、監事会、評議員会への出席等、この法人の任務として職務を遂行した場合には、別表の範囲内で出席ごとに10,200円の報酬を支給する。

4 非常勤役員および評議員には、賞与、退職金は支給しない。ただし、常勤役員の退職にあたっては、協会職員退職手当支給規程を適用する。

5 役員および評議員を、一般職地方公務員が兼務する場合は無報酬とする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員については、別に定める協会職員を対象とする給与規程に準ずる。ただし、非常勤役員および評議員の場合は、会議に出席のつど指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(費 用)

第5条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第6条 協会は、この規程を、公益認定法第20条第2項の規程に従い公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和2年6月23日から施行する。

別表(年額)	評 議 員	1 5 0 , 0 0 0 円	非常勤役員	3 0 0 , 0 0 0 円
--------	-------	-----------------	-------	-----------------

附 則

この規程の一部改正は、令和7年2月13日から施行する。

別表(年額)	評 議 員	1 5 0 , 0 0 0 円	非常勤役員	4 0 0 , 0 0 0 円
--------	-------	-----------------	-------	-----------------